

# 米子市淀江町巡回バス運行業務

## プロポーザル説明書

平成30年12月

米子市総合政策部都市創造課

## 米子市淀江町巡回バス運行業務プロポーザル説明書

### 1 趣旨

米子市淀江町では、路線バス「稲吉線」が廃止され、平成13年9月からコミュニティバスである米子市淀江町巡回バス「どんぐりコロコロ」の運行を実施している。地域住民の買物や通院などの移動手段を提供することにより、日常生活が維持できる環境を確保することを目的に実施している。

米子市淀江町巡回バスの運行業務を公募型プロポーザル方式により事業者選定するものとし、企画提案の内容や価格等を総合的に評価して、最も優れた企画提案を行った事業者を選定する。

### 2 業務委託の概要

#### (1) 業務名

米子市淀江町巡回バス運行業務

#### (2) 業務内容

別添「米子市淀江町巡回バス運行業務仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

#### (4) 運行経費の上限

年額11,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※運行経費は、年度毎に委託者と受託者で協議のうえ決定する。

※平成31年4月1日から平成31年10月31日までの運行車両を準備できる場合は、その運行車両の使用料は含まない。

※米子市議会3月定例会において、当該委託事業に係る関係予算の議決がなされなかった場合は、契約締結を保留することがありますのでご承知おきください。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。）

- (3)本市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4)本市の市税等を滞納していないこと。
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (6)本市内で本店、支店又は営業所等を有すること。

#### 4 事務担当

米子市総合政策部都市創造課交通政策室

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

電話 (0859) 23-5274

電子メール toshisouzou@city.yonago.lg.jp

#### 5 手続等

##### (1)参加希望書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加希望書及び添付書類（様式第1号記載）1部を平成30年12月25日（火）午後5時までに事務担当まで提出する、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは書留郵便によることとし、平成30年12月25日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

##### (2)企画提案書等の提出

(1)の参加希望書を提出した者は、次に掲げる書類を平成31年1月15日（火）午後5時までに事務担当まで提出する、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは書留郵便によることとし、平成31年1月15日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

ア 書面により提出するもの

- ・企画提案書 8部
- ・運行経費見積書（様式第7号） 1部

#### 6 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、事務担当に電子メール又は持参により提出すること。

- (1) 提出期限は、平成30年12月17日（月）正午までとする。
- (2) 回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問がなかった場合には、掲載しない。
- (3) 最終の回答は、平成30年12月19日（水）午後4時までに掲載する。

## 7 審査、評価及び選定方法

### (1) プロポーザル手続における審査

プロポーザル手続における審査は、米子市淀江町巡回バス運行業務委託事業者選定委員会において行う。

### (2) 審査の実施

企画提案書等の内容についての説明及びヒアリングによって審査を実施する。

### (3) 実施日及び会場

実施日は、平成31年1月22日（火）で実施時間及び会場は参加者に対し、別途通知する。

### (4) プレゼンテーション時間

各提案につき30分程度（提案の説明20分及び質疑応答10分）

### (5) 審査基準

次の各項目について評価を行う。

- ア 会社情報及び事業実績（5点）
- イ 運行体制（15点）
- ウ 車両管理体制（10点）
- エ 社員教育（10点）
- オ 安全対策と緊急時の対応（20点）
- カ 苦情対応体制（5点）
- キ 事業者の優位性等のアピール（5点）
- ク 見積書（30点）

### (6) 審査結果

- ア 審査結果により、最も高い点数を得た提案を最優秀案として選定し、当該提案をした者と実契約に向けた交渉を開始する。
- イ 審査結果については、平成31年1月28日（月）頃に全ての参加者に対し、通知を発送する。
- ウ 選考結果についての異議の申立ては、一切受け付けない。

## 8 契約締結の交渉及び契約締結

### (1) 審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。

この交渉が不調となった時は、審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

### (2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

## 9 日程

プロポーザル公募開始	平成30年12月 3日 (月)	本市公式HP等
質問書提出期限	平成30年12月17日 (月)	正午
質問最終回答日時	平成30年12月19日 (水)	午後4時
参加希望書提出期限	平成30年12月25日 (火)	午後5時
企画提案書提出期限	平成31年 1月15日 (火)	午後5時
プレゼンテーション	平成31年 1月22日 (火)	時間は別途通知
審査結果送付	平成31年 1月28日 (月)	発送予定

## 10 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断でプロポーザル手続きの目的以外の目的のために使用しない。
- (4) 参加者は、参加希望書の提出をもって、この公告及び仕様書に記載された内容を承諾したものとみなす。